

議案第33号

佐久市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する
規則の制定について

佐久市生涯学習センター条例施行規則（平成17年佐久市教育委員会規則第20号）の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 4年10月27日
佐久市教育委員会教育長

令和 4年10月 日
佐久市教育委員会

佐久市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

【改正理由】

これは、佐久市生涯学習センター条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うおとするものであります。

佐久市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

佐久市生涯学習センター条例施行規則（平成17年佐久市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「第6条第1項」を「第4条第1項」に、「様式第3号」を「様式第1号」に、「指定管理者」を「佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「指定管理者」を「教育委員会」に、「第6条第1項」を「第4条第1項」に、「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第6条第1項」を「第4条第1項」に、「様式第5号」を「様式第3号」に、「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「教育委員会」に、「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第9条」を「第7条」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「第10条」を「第8条」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条第3項中「様式第8号」を「様式第6号」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「第11条」を「第9条」に改め、同条第2項中「様式第9号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「様式第10号」を「様式第8号」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

生涯学習センター設備・器具等使用料

設備・器具等	使用料 (1時間につき)
電気陶芸窯	310円
冷暖房	教育委員会が別に定める額

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「様式第3号(第3条関係)」を「様式第1号(第2条関係)」に、「佐久市生涯学習センター指定管理者」を「佐久市教育委員会」に、「第3条第2項」を「第2条第2項」に改める。

様式第4号中「様式第4号(第4条関係)」を「様式第2号(第3条関係)」に、「佐久市生涯学習センター指定管理者」を「佐久市教育委員会」に、「第3条第2項」を「第2条第2項」に改める。

様式第5号中「様式第5号(第5条関係)」を「様式第3号(第4条関係)」に、「佐久市生涯学習センター指定管理者」を「佐久市教育委員会」に改める。

様式第6号中「様式第6号(第5条関係)」を「様式第4号(第4条関係)」に、「佐久市生涯学習センター指定管理者」を「佐久市教育委員会」に改める。

様式第7号中「様式第7号(第7条関係)」を「様式第5号(第6条関係)」に改め、「㊦」を削る。

様式第8号中「様式第8号(第7条関係)」を「様式第6号(第6条関係)」に改める。

様式第9号中「様式第9号(第8条関係)」を「様式第7号(第7条関係)」に改め、「㊦」を削る。

様式第10号中「様式第10号(第8条関係)」を「様式第8号(第7条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

新旧対照表

○佐久市生涯学習センター条例施行規則（平成17年4月1日教委規則第20号）

新	旧
<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の規定による佐久市生涯学習センター（以下「センター」という。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市生涯学習センター使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）をあらかじめ佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 申請者は、センターの使用に当たり、特別な設備若しくは装飾をし、又は備付けの設備、器具等以外のもを使用する場合は、使用許可申請書により、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 教育委員会は、条例第4条第1項の規定による使用の許可をしたときは、佐久市生涯学習センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。</p> <p>(使用の変更又は取消し)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、センターの使用の変更又は取消しをしようとするときは、佐久市生涯学習センター使用許可変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて、その使用の日（以下「使用日」という。）までに<u>教育委員会</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、使用の変更又は取消しの承認をしたときは、佐久市生涯</p>	<p>(<u>休館日等の変更</u>)</p> <p>第2条 条例第5条第2項の規定による承認（以下「<u>休館日等変更承認</u>」という。）の申請は、佐久市生涯学習センター<u>休館日等変更承認申請書</u>（様式第1号）によりしなければならない。</p> <p>2 佐久市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、<u>休館日等変更承認</u>をしたときは、佐久市生涯学習センター<u>休館日等変更承認通知書</u>（様式第2号）により通知するものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定による佐久市生涯学習センター（以下「センター」という。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市生涯学習センター使用許可申請書（様式第3号。以下「使用許可申請書」という。）をあらかじめ<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 申請者は、センターの使用に当たり、特別な設備若しくは装飾をし、又は備付けの設備、器具等以外のもを使用する場合は、使用許可申請書により、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 指定管理者は、条例第6条第1項の規定による使用の許可をしたときは、佐久市生涯学習センター使用許可書（様式第4号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。</p> <p>(使用の変更又は取消し)</p> <p>第5条 条例第6条第1項の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、センターの使用の変更又は取消しをしようとするときは、佐久市生涯学習センター使用許可変更（取消）申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて、その使用の日（以下「使用日」という。）までに<u>指定管理者</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、使用の変更又は取消しの承認をしたときは、佐久市生涯</p>

新

学習センター使用許可変更（取消）承認書（様式第4号）を交付するものとする。
 （設備及び器具の使用料）

第5条 条例第7条に定める設備及び器具の使用料は、別表に定めるとおりとする。

（使用料の減額又は免除）

第6条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1)及び(2) 略

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、佐久市生涯学習センター使用料減額（免除）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、佐久市生涯学習センター使用料減額（免除）通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（使用料の還付）

第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1)から(3) 略

2 使用料の還付を受けようとする者は、佐久市生涯学習センター使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

い。

3 市長は、使用料の還付を承認したときは、佐久市生涯学習センター使用料還付通知書（様式第8号）を交付するものとする。

（遵守事項）

第8条 略

（補則）

第9条 略

別表（第5条関係）

生涯学習センター設備・器具等使用料

区分	使用料 (1時間につき)
----	-----------------

旧

学習センター使用許可変更（取消）承認書（様式第6号）を交付するものとする。
 （設備及び器具の使用料）

第6条 条例第9条に定める設備及び器具の使用料は、別表に定めるとおりとする。

（使用料の減額又は免除）

第7条 条例第10条の規定による使用料の減額又は免除の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1)及び(2) 略

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、佐久市生涯学習センター使用料減額（免除）申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、佐久市生涯学習センター使用料減額（免除）通知書（様式第8号）を交付するものとする。

（使用料の還付）

第8条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1)から(3) 略

2 使用料の還付を受けようとする者は、佐久市生涯学習センター使用料還付申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

い。

3 市長は、使用料の還付を承認したときは、佐久市生涯学習センター使用料還付通知書（様式第10号）を交付するものとする。

（遵守事項）

第9条 略

（補則）

第10条 略

別表（第6条関係）

生涯学習センター設備・器具等使用料

区分	使用料 (1時間につき)
----	-----------------

新		旧	
電気陶芸窯	310円	ピアノ (グラランド型)	310円
冷暖房	教育委員会が別に定める額	ピアノ (アップライト型)	100円
		電気陶芸窯	310円
(削除)		様式第1号 (第2条関係)	
		様式第1号 (第2条関係)	
		佐久市生涯学習センター体館日等変更承認申請書	年 月 日
		(申請先) 佐久市教育委員会	
		佐久市生涯学習センター指定管理者	
		団 体 名	
		代表者氏名	印
		佐久市生涯学習センター	
		の休館日・開館時間を変更したいので、承認してください。	
		記	
		変更前	
		変更後	
		理 由	
		様式第2号 (第2条関係)	
		様式第2号 (第2条関係)	
		佐久市生涯学習センター体館日等変更承認通知書	年 月 日
		(削除)	
		佐久市生涯学習センター指定管理者	
		団 体 名	
		代表者氏名	様
		佐久市教育委員会	印
		年 月 日付で申請のありました佐久市生涯学習センターの休館	
		日・開館時間の変更を承認します。	

新

様式第1号 (第2条関係)
様式第1号 (第2条関係)

佐久市生涯学習センター使用許可申請書

年 月 日

(申請先) 佐久市教育委員会

住所
氏名 ()
電話 ()

佐久市生涯学習センターの使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的	月 日	入 場 予 定 者 数	人
区	使用施設名	使 用 時 間	
		時 分から 時 分まで	
		時 分から 時 分まで	
分	使用設備・器具等	使 用 時 間	
		時 分から 時 分まで	
		時 分から 時 分まで	
入 場 料 等 の 徴 収 の 有 無	徴 収 額	有 無	
佐久市生涯学習センター条例 施行規則第2条第2項の規定 による申請			
備	考		

旧

様式第3号 (第3条関係)
様式第3号 (第3条関係)

佐久市生涯学習センター使用許可申請書

年 月 日

(申請先) 佐久市生涯学習センター指定管理者

住所
氏名 ()
電話 ()

佐久市生涯学習センターの使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的	月 日	入 場 予 定 者 数	人
区	使用施設名	使 用 時 間	
		時 分から 時 分まで	
		時 分から 時 分まで	
分	使用設備・器具等	使 用 時 間	
		時 分から 時 分まで	
		時 分から 時 分まで	
入 場 料 等 の 徴 収 の 有 無	徴 収 額	有 無	
佐久市生涯学習センター条例 施行規則第3条第2項の規定 による申請			
備	考		

新

様式第2号 (第3条関係)
様式第2号 (第3条関係)

佐久市生涯学習センター使用許可書

第 年 月 日 号

様

佐久市教育委員会 印

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 佐 久 市 生 涯 学 習 セ ン タ ー の
使 用 許 可 申 請 に つ い て 、 次 の と お り 許 可 し ま す 。

使用目的			
使用月日	入 場 予 定 者 数	人	
	使 用 時 間	時 分	時 分
区	使 用 施 設 名		
	使 用 時 間	時 分	時 分
分	使 用 設 備 ・ 器 具 等		
	使 用 時 間	時 分	時 分
使 用 料			円

佐久市生涯学習センター条例
施行規則第2条第2項の規定
による設備等の可否

許 可 の 条 件

旧

様式第4号 (第4条関係)
様式第4号 (第4条関係)

佐久市生涯学習センター使用許可書

第 年 月 日 号

様

佐久市生涯学習センター指定管理者 印

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 佐 久 市 生 涯 学 習 セ ン タ ー の
使 用 許 可 申 請 に つ い て 、 次 の と お り 許 可 し ま す 。

使用目的			
使用月日	入 場 予 定 者 数	人	
	使 用 時 間	時 分	時 分
区	使 用 施 設 名		
	使 用 時 間	時 分	時 分
分	使 用 設 備 ・ 器 具 等		
	使 用 時 間	時 分	時 分
使 用 料			円

佐久市生涯学習センター条例
施行規則第3条第2項の規定
による設備等の可否

許 可 の 条 件

新	旧
<p>様式第3号 (第4条関係) 様式第3号 (第4条関係) 佐久市生涯学習センター一使用許可変更 (取消) 申請書 (申請先) 佐久市教育委員会</p>	<p>様式第5号 (第5条関係) 様式第5号 (第5条関係) 佐久市生涯学習センター一使用許可変更 (取消) 申請書 (申請先) 佐久市生涯学習センター一指定管理者</p>
<p>住所 氏名 電話 ()</p>	<p>住所 氏名 電話 ()</p>
<p>本文略 様式第4号 (第4条関係) 様式第4号 (第4条関係) 佐久市生涯学習センター一使用許可変更 (取消) 承認書 (申請先) 佐久市教育委員会</p>	<p>本文略 様式第6号 (第5条関係) 様式第6号 (第5条関係) 佐久市生涯学習センター一使用許可変更 (取消) 承認書 (申請先) 佐久市生涯学習センター一指定管理者</p>
<p>住所 氏名 電話 ()</p>	<p>住所 氏名 電話 ()</p>
<p>本文略 様式第5号 (第6条関係) 様式第5号 (第6条関係) 佐久市生涯学習センター一使用料減額 (免除) 申請書 (申請先) 佐久市長</p>	<p>本文略 様式第7号 (第7条関係) 様式第7号 (第7条関係) 佐久市生涯学習センター一使用料減額 (免除) 申請書 (申請先) 佐久市長</p>
<p>住所 氏名 電話 ()</p>	<p>住所 氏名 電話 ()</p>
<p>本文略 様式第6号 (第6条関係) 様式第6号 (第6条関係) 佐久市生涯学習センター一使用料減額 (免除) 通知書 (申請先) 佐久市生涯学習センター一指定管理者</p>	<p>本文略 様式第8号 (第7条関係) 様式第8号 (第7条関係) 佐久市生涯学習センター一使用料減額 (免除) 通知書 (申請先) 佐久市生涯学習センター一指定管理者</p>
<p>住所 氏名 電話 ()</p>	<p>住所 氏名 電話 ()</p>

新	旧
<p>様 佐久市長 年 月 日 宛</p> <p>本文略 様式第7号 (第7条関係) 様式第7号 (第7条関係) 佐久市生涯学習センター使用料還付申請書 (申請先) 佐久市長 住所氏名 () 電話番号 ()</p> <p>本文略 様式第8号 (第7条関係) 様式第8号 (第7条関係) 佐久市生涯学習センター使用料還付通知書 第 年 月 日 号 様</p> <p>本文略 佐久市長 年 月 日 号 日 宛</p>	<p>様 佐久市長 年 月 日 宛</p> <p>本文略 様式第9号 (第8条関係) 様式第9号 (第8条関係) 佐久市生涯学習センター使用料還付申請書 (申請先) 佐久市長 住所氏名 () 電話番号 ()</p> <p>本文略 様式第10号 (第8条関係) 様式第10号 (第8条関係) 佐久市生涯学習センター使用料還付通知書 第 年 月 日 号 様</p> <p>本文略 佐久市長 年 月 日 号 日 宛</p>

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。